

長浜市地域経営改革会議（令和3年度第3回）次第

開催日時：令和4年2月10日（木）14：30～16：30

開催方法：オンライン会議

1 開 会

2 議 事

(1) 長浜市における今後の行政改革（案）について【資料1】P2

3 意見交換

(1) 行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿【資料2】P3

4 その他

5 閉 会

配付資料

【資料1】長浜市における今後の行政改革（案）について

【資料2】行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿

長浜市における今後の行政改革（案）について

1. 現状

第3次長浜市行政改革大綱は令和6年度までを期間として、「長浜市基本構想」に掲げる都市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現を行政運営の面から支えるため、限られた経営資源を最大限活用することで、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供できるよう、全庁的に改革を推進してきたところです。

2. 方針

①行政改革大綱の理念を総合計画と一体的に位置づけ

行政改革の取組は各部局の条例や計画等にも反映され、施策の推進とも関わり合うことから、総合計画基本計画にその理念や基本的方向を示し、一体的に推進します。

②必要な取組を適宜実施

時代の変化に対応し、スピード感をもって対応するため、具体的な取組については、長浜市地域経営改革会議及び長浜市行政改革推進本部で進行管理等を行いながら全庁的に推進します。

【令和4年度において予定している取組】

長浜市業務変革

行政に変革をもたらす「行政トランスフォーメーション（GX）」

- ・「行政のデジタル化」「民間活力の導入推進」…令和2年度からの継続実施。
- ・「事業見直し」…事業の評価検討を行いながら事務事業の見直しを実施。令和4年度から取組強化。

【総合計画と行革大綱の期間】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第2期基本計画		第3期基本計画			
行革大綱	第3次行革大綱					

3. 検討体制

地域経営改革会議をはじめとする各審議会、庁内関係課による会議において内容を協議

4. 総合計画第3期基本計画の策定スケジュール

- 令和4年 4月 着手
- 5月～11月 各審議会において内容を協議、議会への報告
- 12月 最終案を議会に上程し、議決後に公表

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿

長浜市業務変革では、第3次長浜市行政改革大綱に掲げる方針の一つである生産性の向上に注力し、各部局GX推進本部を中心に業務の効率化を進めています。

今後、民間活力の導入や行政手続きにおけるデジタル化を進めた結果、窓口対応等の業務にかかる時間や職員の人数が削減され、本市行政の仕組みが社会の変化やリスクに対応し得るものへと変革することが期待されますが、市民とのコミュニケーションのあり方等に十分な配慮も必要と考えられます。

業務の改善や見直す取組によって単純に時間や職員数等を削減し、業務を効率化していくだけではなく、その結果、本市がめざす姿はどういったものなのかを併せて考える必要があり、将来的にめざす姿や目標を見据えることで、今行うべき取組やその方向性を具体化できると考えます。

そこで、今回、行政経営改革における方向性と行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのかについて、各部局の理念をお示ししますので、ご提案やご感想、ご意見をよろしく願いいたします。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿」 としてお示しするもの

①行政経営改革における方向性

行政経営改革を推進するにあたって、意識する視点や重点的に取り組む内容

②行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか

人口減少等、将来を見据えた際に大局的な視点から各部局において伸ばしていきたい部分や力を入れていきたい施策。

また、民間活力との関わりやデジタルトランスフォーメーションの観点等を踏まえ、限られた経営資源を最大限に生かした行政経営や地域社会における課題の解決に向けて新たなチャレンジを進めるもの。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 総務部

<p>① 行政経営改革における方向性</p> <p>1. 業務変革の推進</p> <p>(1)迅速な意思決定とリスク低減のための業務見直しを行い、職員が効率的で効果的に事務処理が行える業務環境を整える（決裁事務の電子化、文書の電子保存）</p> <p>(2)業務見直しの手法を検討（データ活用、外部意見の取入れ）</p> <p>(3)業務見直しの取り組みの発露（予算化、効果発現時期の明確化）</p> <p>2. 将来を見据えた職員・組織づくり</p> <p>(1)人事戦略の展開（一体的な人事マネジメント）</p> <p>(2)人事制度の導入（人事評価制度の充実、多様な働き方への対応）</p> <p>(3)人材育成の強化（育成環境の整備、チームマネジメントの推進）</p> <p>3. 財産の有効活用</p> <p>(1)施設の統廃合による施設床面積の削減、維持管理経費の削減</p> <p>(2)有休財産の売却、譲渡、有償貸付の推進</p> <p>(3)適時適切な基金活用（積み立て、取り崩し）</p> <p>(4)市場動向に即した臨機応変な資金運用</p>
<p>② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 人口減少時代に持続できるまちづくり</p> <p>(1)子育て施策の継続、若者支援・移住交流施策の強化、地域施策の強化、地域デジタルの推進</p> <p>(2)市民との協働、持続可能な施策の企画立案、諸課題の解決、専門性の強化の確保</p> <p>2. 市民意見の反映機会の拡充</p> <p>3. 信頼・責任・誇りを持った「キラキラ煌めく職員」の育成</p> <p>長浜市人材育成基本方針の遂行（令和3年策定）</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 市民協働部

<p>①行政経営改革における方向性</p> <p>1. 市民との協働・連携の推進</p> <p>(1)市民まちづくりセンターの整備と指定管理者制度導入の推進</p> <p>(2)支援体制の整備（地域活力プランナー、地域づくり活動交付金、地域づくり一括交付金、市民活動団体支援事業、市民協働センターを通じた活動主体の育成）</p> <p>(3)単位自治会への負担軽減（自治会発送文書の回数減、SNS を活用した情報発信）</p> <p>2. 文化ホール、図書館、スポーツ施設等公共施設の適正配置と活動への支援</p> <p>(1)公共施設予約システムの導入（スポーツ施設、文化ホール等） （利用者の利便性向上と管理事務の省力化を図る）</p> <p>(2)長浜市文化芸術振興ビジョン（R4.3 策定予定） （7 ホールの活用の再編、市民や文化芸術団体の主体的な活動の支援）</p> <p>(3)スポーツ施設個別施設計画の推進 （スポーツ環境を充実させる施設の適正配置、質の向上、財源確保）</p> <p>(4)長浜市図書館基本計画第2期（R3.12 策定） （地域館の役割の見直しと、図書館サービスポイントの拡充、デジタル化推進）</p> <p>3. 歴史文化資産を核とした地域づくり</p> <p>(1)長浜市文化財保存活用地域計画（R3.12 国認定） 歴史文化資産を保存・伝承、活用するため、把握、情報発信、誇りの醸成、「人」「もの」「資金」の確保を循環させる （デジタル技術の活用、地域の人材育成・確保、クラウドファンディング等）</p> <p>4. 専門分野の人材育成（図書館司書、学芸員、文化財技師）と総合力の向上</p>
<p>②行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 多様な主体の協働を推進する仕組みづくり</p> <p>(1)中間支援組織を設立し、各主体の連携促進、担い手づくりや資金調達支援、情報収集・発信等、地域づくり活動を支援</p> <p>(2)多様な主体による市民協働事業の支援を制度化し、地域課題の解決を図る。</p> <p>2. 豊かな人間性と健やかな成長につながる環境づくり</p> <p>(1)市民の文化芸術・スポーツ活動の環境を整えることで、健全な成長と充実した人生を支え、市の活性化につなげる</p> <p>(2)誰もが、どこの地域でも質の高い図書館サービスを受けられる体制の充実</p> <p>3. 歴史文化を核としたまちづくりや、地域で保存活用する体制を確立し、地域の魅力を引継ぎ、誇りを持てるまちづくりの実現</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

<p>1 行政経営改革における方向性</p> <p>1. 民間委託、庁内同一業務の集約化および市民協働の推進</p> <p>(1)窓口関連業務委託の継続 (市民・税務・保険年金・収納・口座管理等事務の委託による業務改善)</p> <p>(2)地域と共に考え行動する「ごみの減量化」と「ゼロカーボンシティ」の推進 (市民・企業・行政など地域全体での取組を推進)</p> <p>2. 専門知識の継承と人材育成</p> <p>(1)エキスパートな人材の確保により専門的知識や経験値を継承し、適正な行政事務を遂行 (戸籍・税務・債権管理など複雑・高度化する行政事務への対応を適正に遂行)</p> <p>3. 行政デジタル化への対応</p> <p>(1)全国標準システム化仕様に基づくデジタル化の推進 (住基・戸籍・税務・国保・年金・墓地管理・畜犬登録等の早期デジタル化を推進)</p> <p>(2)AI を活用した事務処理の推進 (デジタル申請や AI を活用した申請書入力作業の削減により、ミスなどリスク軽減を図る)</p>
<p>②行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 市民サービスの向上</p> <p>(1)市民により寄り添った極め細やかな相談業務の充実</p> <p>(2)地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の充実と進捗管理による目標数値への達成を実現（廃棄物のエネルギー化など再生可能エネルギーの拡大に対応）</p> <p>(3)騒音・悪臭・油漏れなどの迅速な対応の他、野鳥の生息環境の保護、自然公園の良好な維持管理により有効に使用</p> <p>2. 適正で効果的な事務遂行</p> <p>(1)専門知識やノウハウの蓄積により、複線型人事異動制度が導入可能となり、キャリアデザイン実現のための人材育成</p> <p>3. データ分析と市民の健康づくり対策</p> <p>(1)AI を活用したデジタル化の推進により、医療費動向や健診結果の分析結果をもとに、地域や個人にあった健康管理や保健事業に注力</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 健康福祉部

<p>① 行政経営改革における方向性</p> <p>1. 民間委託、官民連携の推進</p> <p>(1)窓口業務の民間委託により、質の高い市民サービスを提供</p> <p>(2)保健・福祉・医療サービスの民間委託、指定管理制度の活用</p> <p>(3)福祉サービス(放課後児童クラブ、しょうがいサービス)への民間事業所の参入促進</p> <p>(4)民間の持つ多様なノウハウや技術の活用による、保健福祉サービスの質・量の向上</p> <p>2. 公設サービスが担う必要性を見極めた適切な公共施設管理</p> <p>3. 業務の効率化、デジタル化</p> <p>(1)AIによる調査資料チェック、AIOCR導入による業務改善</p> <p>(2)データ解析等による施策の評価・立案、職員の問題認識力と分析力強化</p> <p>(3)デジタル機器の導入活用、個票・相談記録・母子手帳・障害者手帳等のデジタル化</p> <p>(4)業務遂行に必要な時間とコストの明確化・意識化による時間外勤務縮小</p> <p>4. 保健福祉分野で働く職員力の強化</p> <p>(1)児童虐待、DV、生活困窮、ひきこもり等の複雑化・多様化・困難化する課題に対応する専門職の人材育成と、安定的な人材確保</p> <p>(2)従来が発想にとらわれない豊かな発想を持ち、自ら考え行動できる人材の育成</p>
<p>② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 複雑化、多様化する課題への対応</p> <p>(1)従来制度・運用では解決できない困りごとを抱える市民に寄り添い、解決に向けた相談支援を行う。</p> <p>(2)だれ一人取り残さない支援のしくみ(重層的支援体制)をつくり、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築する。</p> <p>2. 多様な就労・社会参加の場づくり</p> <p>(1)福祉の分野に限らず、市民活動や地域産業との連携など他部門と連携・協働し、ひとり一人の意思や能力に応じた、多様で柔軟な新たな働く場や居場所の開拓を進める。</p> <p>3. 健やかに暮らせる環境づくり</p> <p>(1)妊娠期から高齢期に至るまでの、健康な食事や運動ができる環境整備</p> <p>(2)安心して子育てできる環境づくりと子どもの育ちを応援する地域づくり</p> <p>(3)疾病予防、生活習慣病の重症化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防</p> <p>4. 地域完結型の地域包括ケアシステム構築</p> <p>(1)限られた医療・福祉サービス資源を有機的につなげ、市民にとって良質かつ適切なサービスを提供できる体制を構築する。</p> <p>(2)総合診療医育成支援、遠隔医療システム構築により、過疎地域の医療を確保する。</p> <p>5. 新興感染症や災害等の健康危機から市民の暮らしと命を守る、強くしなやかな組織</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

<p>①行政経営改革における方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 疲弊した地域経済の回復と地域産業の持続的な発展 <ol style="list-style-type: none"> (1)産業基盤を支える既存産業の底上げと持続的な成長 (2)地域ポテンシャルを活かした独自のイノベーションの創出 (3)産業の成長を支える人材の確保と育成 2. 社会変化に対応した「新しい観光」および「持続可能な観光」の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1)消費を喚起する仕組みづくり (2)顧客ニーズに即した受入れ体制と情報の発信 (3)観光推進力（基礎データ収集分析、組織・人材育成）の強化 3. 農業の「集落ぐるみ」からの変革 <ol style="list-style-type: none"> (1)地権者の農業への関心の希薄化 (2)高齢や少子化、若者の農業離れによる担い手の不足、集落営農の存続危機 4. 林道、治山施設の維持管理 <ol style="list-style-type: none"> (1)広範囲に及ぶ森林地域の適正管理を行う組織の強化、支援 (2)多発化する森林地域での災害発生時の即時対応が困難
<p>②行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業全体として付加価値の向上、地域経済の好循環 <ol style="list-style-type: none"> (1)企業の視点 生産性の向上と業務の効率化、成長産業分野への参入、商品開発・販路拡大 (2)地域ポテンシャルの視点 起業・創業への支援、工場等の建設にかかる支援、都市圏住民との連携 (3)人材の視点 地域内労働力の有効活用、企業間連携による人材育成、多様な働き方の実現 2. 観光の質と顧客満足度の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1)観光消費喚起 地域資源を生かした体験型観光の推進、文化財資源の利活用、滞在時間の延長 (2)受入体制と情報発信 受入れの環境整備（看板、駐車場、トイレ等）、北陸新幹線延伸を見据えた誘客 (3)観光推進力 ニーズ調査・観光動向によるデータ分析、観光関係団体の機能強化、観光人材の育成 3. 農業生産の持続的な発展 <ol style="list-style-type: none"> (1)補助対象団体の見直し 補助対象団体を従来の「集落営農」から、「経営体（企業体）」への申請単位の見直し 4. 森林組合による持続可能な適正管理 <ol style="list-style-type: none"> (1)通常の維持管理に加え、災害発生時のパトロールや小規模な被災現場の緊急対応 (2)森林組合組織（人的、経営的）の強化、支援

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

<p>① 行政経営改革における方向性</p> <p>1. 将来を担う人材の確保と育成</p> <p>(1)技術職員の配置が望ましい職場(※1)への技術職員の配置とそれに必要な職員の計画的採用</p> <p>※1:【土木系】都市計画課都市整備係・開発調整室・田村駅周辺整備室、道路河川課整備計画係・整備維持係、建設監理課技術監理係・地籍係、下水道施設課整備係・維持係、建設課整備係・管理係の維持部門、森林田園整備課基盤整備係・保全管理係の一部</p> <p>:【建築系】建築課、教育総務課の施設担当(建築系技術職員の人数が十分確保できるようになれば、教育総務課の5人程度を技術者に置換え、事務効率を高める。)</p> <p>(2)将来の長浜市のまちづくりを考える職員の人材育成</p> <p>(3)経験に基づく専門的知識を必要とする部門(開発調整、都市デザイン、地籍など)の人材育成とローテーション</p> <p>(4)上司・部下双方向からの評価による公正な人事評価制度の導入が必要</p> <p>2. 効果的・効率的な組織体制の確立</p> <p>(1)迅速に組織決定され、かつ部内及び部局間連携を推進する組織体制の確立(次長を「政策調整監」に位置づけ、部内及び部局間の連携を強化が必要)</p> <p>(2)関連する技術職員間の連携(開発審査など)</p> <p>3. 業務変革及び事業見直しの推進</p> <p>(1)デジタル化の推進:公営住宅管理システムの総合行政システム(ADⅡ)利用への移行、営繕積算システムの導入、市民GISの拡充、工事管理情報共有システムの導入など</p> <p>(2)現場管理の遠隔管理(タブレットの利用など)</p> <p>(3)民間委託の推進:市営住宅維持管理業務の民間委託、都市公園の指定管理及びPark-PFIの導入、道路維持パトロール・修繕の民間委託など</p> <p>(4)現行業務の簡素化:占用許可等更新事務の簡素化</p> <p>4. 長寿命化対策の推進=コスト縮減対策の推進</p> <p>(1)橋梁長寿命化対策:5年に一度の定期点検と計画的修繕</p> <p>(2)住宅長寿命化対策:対策の実施による住宅寿命の延命</p>

<p>② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 安全・安心な生活環境と産業経済活動を維持するための都市基盤施設の整備及び検討等の推進</p> <p>(1) (仮称) 神田スマート I C 整備の推進</p> <p>(2) 田村駅周辺整備事業及び田村駅改修事業の推進</p> <p>(3) 幹線市道の計画的な整備 (都市計画道路、市道田部木之本線他)</p> <p>(4) 長浜新川(本線・右支線)・姉川・高時川・余呉川・米川等の整備促進に係る県支援</p> <p>(5) 老朽化の著しい都市下水路の改修</p> <p>(6) 都市公園の計画的な整備 (豊公園・神照運動公園他)</p> <p>(7) 橋梁を含む道路施設の継続的改修</p> <p>(8) 地籍調査の継続実施 (土地境界の明確化による登記簡素化、災害復旧迅速化など)</p> <p>2. 地域公共交通のあり方検討</p> <p>(1) 地域公共交通計画の策定</p> <p>(2) 地域公共交通 (バス・デマンドタクシーなど) のあり方検討</p> <p>3. 将来の長浜市のグランドデザイン</p> <p>(1) 都市計画マスタープランの改定 (総合計画・国土利用計画・農業振興計画との連携した改定)</p> <p>(2) 部局横断的な連携による神田スマート I C 周辺及び田村駅周辺等「南長浜地域のまちづくり」の拠点整備及び具現化の検討等</p> <p>4. 住宅セーフティーネットとしての市営住宅等のあり方検討</p> <p>(1) 生活困窮者に対する入居機会の確保及び拡大</p> <p>(2) 高齢者・しょうがい者等の自立した生活に資する施設の整備</p> <p>(3) 民間賃貸住宅等を活用した新たな仕組みづくり</p> <p>(4) 改良住宅の市営住宅化の検討 (旧同和地区における残課題への対応)</p> <p>5. 空き家対策事業の推進</p> <p>(1) 特定空き家等除却事業の推進 (相続財産管理人制度の活用など)</p> <p>(2) 空き家活用の促進 (地域コミュニティ施設としての利用など)</p> <p>(3) 移住・定住施策との連携</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 下水道事業部

<p>① 行政経営改革における方向性</p> <p>1. 持続可能な下水道の構築に向けて</p> <p>(1)経営環境に即したコストマネジメント</p> <p>安定した経営に必要な汚水処理環境は 40 人/ha 以上</p> <p>長浜市（公共下水道 32 人、特定環境保全 20 人、農業集落排水 16 人）</p> <p>経済性を考慮したダウンサイジング（下水道ビジョン）</p> <p>農業集落排水を公共下水道に接続（R2 原価：201.7 円/m³⇒98.0 円/m³）</p> <p>経費回収率は 75.2%から 155.8%に改善 1 億 7,000 万円の削減</p> <p>農業集落排水として残る地域の汚水処理の見直し（次期下水道ビジョン）</p> <p>余呉地域の一部を公共下水道に接続、西浅井地域の施設統廃合</p> <p>小規模処理施設の合併処理浄化槽への切替検討</p> <p>(2)予防保全型ストックマネジメント</p> <p>耐用年数を超過したポンプ施設の計画更新</p> <p>更新需要を控えた管渠施設の点検・調査、状態監視</p> <p>(3)上下水道事務の一元化</p> <p>使用料徴収事務の効率化、収納対策の強化に向けた水道企業団協議</p>
<p>② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 管理の効率化、経営の健全化の検証</p> <p>(1)農業集落排水施設削減による（59 施設⇒目標 10 施設）効果</p> <p>処理施設の維持管理に投入する一般会計負担の削減</p> <p>用途廃止施設の除却、維持管理に要する新たな費用負担の発生</p> <p>2. 下水道ストックマネジメント効果</p> <p>(1)予防保全対応による処理機能低下の抑止</p> <p>(2)点検調査を踏まえた重要管渠の改築目標耐用年数の設定</p> <p>(3)管渠施設の更生工法の検討</p> <p>(4)農業集落排水施設の機能保全対策の強化（事後保全から予防保全へ）</p> <p>3. 効率的な使用料収納対策</p> <p>(1)上下水道併合徴収による経費削減</p> <p>(2)給水停止処分による未収金発生への抑制</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 防災危機管理局

<p>① 行政経営改革における方向性</p> <p>1. 消防団組織の再編（人員の見直し、分団の統合） (1)人口減少下における消防団組織の維持と団員の処遇改善</p> <p>2. 市民の防災力（自助、共助）の向上 (1)自主防災組織の育成、効果的な防災訓練の実施や出前講座の拡充</p> <p>3. ICTを活用した災害情報の発信、確実な伝達（コミュニケーションコスト削減） (1)災害時にわかりやすく詳細な情報を迅速に確実に住民に伝えるためのデジタル活用の推進</p> <p>4. 職員の災害対応力（経験、知識）の向上 (1)実効性の高い防災訓練、効果的な研修の実施</p>
<p>② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 災害時に自助、共助、公助をうまく機能させ、それぞれの主体が役割を担うことで減災や安全な避難につなげる。</p> <p>2. デジタル技術を活用し市民に災害情報を確実に、即時に、一斉に伝えることで、災害時における適切な行動、迅速な避難を図る。</p> <p>3. 団員確保が困難な現状を踏まえ、消防団を維持できるよう団員数を見直し、手当等の処遇改善を行う。</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 デジタル行政推進局

<p>①行政経営改革における方向性</p>
<p>1. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進</p> <p>(1) 行政サービスや事業のあり方・進め方について、デジタルツールやデータを積極的に活用して、社会情勢に機動的に対応する力を高め、新しい生活様式への対応、利便性・生産性の向上、新たな価値の創造に取り組む。</p> <p>① 行政手続きのスマート化（「電子化原則」）、デジタルでつながる市役所の整備（「行政の窓口を市民の手のひらに」）</p> <p>② 業務プロセスのデジタル化、ペーパーレス化、デジタル機器・ネットワーク環境整備による業務の効率化・スピード上昇（「業務方法の再構築」）</p> <p>③ データに基づく業務の可視化、施策の分析と立案（「根拠に基づく事業設計」）</p> <p>④ 地域のポテンシャルや文化に根差し、課題の解決や魅力を高めることを促進するデジタル技術の展開</p> <p>⑤ 市民・地域・市役所 DX 推進における多様な担い手の確保</p> <p>⑥ 各業務部門で職員が自律的に取り組むデジタル活用の推進</p> <p>⑦ 情報資産・デジタル基盤の管理運営に対する体制の最適化</p>
<p>②行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p>
<p>1. 「“デジタルのチカラ”で「暮らし」と「市役所」に変革を」をスローガンに、「新しい生活様式」に対応したデジタル行政の推進に取り組む。情報資産の安全な運用管理を基礎に、デジタル技術活用の成功例を積み上げ、自治体DXを前進させる。</p> <p>ターゲット…①市民サービスの利便性向上、②行政運営の効率化・デジタル化、③地域課題の解決、④DX推進基盤の整備</p> <p>(1) 「デジタルは、機械と機械をつなぐものではなく、人と人をつなぐもの」を基本視点に、利用者目線でサービス・業務のあり方をデザインし、誰も取り残さない、人に優しいデジタル化に取り組む。</p> <p>(2) 新たな日常の観点を踏まえ、市民の皆さんが市役所との接点で実感できる利便を大きくさせながら行政の事務運営の効率化やワークスタイルの転換を果たしていくために、デジタルファーストの姿勢で、デジタル技術と行政サービス・事務の融合を図る。</p> <p>(3) 地域課題の解決や生活利便の追求に向かい、市民等が主体のデジタル技術を取り入れた提案や取組などがスムーズに進んでいく環境を構築する。</p> <p>(4) 保有する情報資産の運用管理を適切に行い、市民の信頼を確保しながら行政のデジタル化を推進する。</p> <p>(5) 自治体システムの標準化・共通化により、システムの維持運用費用の削減と作業の合理化を果たし、効率よく事務を遂行する。</p>

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 北部振興局

<p>①行政経営改革における方向性</p> <p>1. 職員力の向上</p> <p>(1)北部地域の総合窓口として、幅広い知識を持つ職員を育成</p> <p>(2)行政デジタル化に対応できる職員の育成</p> <p>2. 災害対応や業務リスクに強い組織</p> <p>(1)日頃から予防・安全の行動を積み重ねるリスク管理</p> <p>(2)災害、事故が発生した直後に取りべき処置を日頃から備える危機管理</p> <p>3. 業務変革の推進</p> <p>(1)業務効率を向上し、生産力を上げるための業務改善の推進（「業務をなくす・まとめる・順序を変える・より単純にする」の視点）</p> <p>(2)ICTの活用</p>
<p>②行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <p>1. 北部地域の固有の課題への的確な対応</p> <p>(1) 災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・災害発生を想定し、平時から状況把握、自治会要望の緊急度の判断と対応・有事には、ICTを活用し正確な情報のもと統制の取れた組織体制で迅速に対応 <p>(2) 持続可能な除雪体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">・今後の職員、委託業者の減少を見据え、長浜市道路雪寒対策基本計画に基づき、消雪設備の新規設置を促進 <p>2. 人口減少と高齢化が進む中であっても安心して住み続けられるまちづくり</p> <p>(1) 北部地域の窓口業務職員のスキル向上、効率的勤務配置</p> <p>(2) 行政手続きのオンライン化に対応するサポート窓口を設置し、デジタル化に適應できない市民を支援</p> <p>3. 北部地域の活性化</p> <p>(1) 長浜市過疎地域持続的発展計画に基づく施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・北部地域の魅力発信事業、地域振興イベント事業、移住・定住施策・木之本宿まちなか再生事業、小さな拠点づくり事業 <p>(2) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画の具現化、特に地元が願う地域振興策が速やかに形として見えるように働きかけ</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 会計課

① 行政経営改革における方向性
<p>1. 適切な人材育成 少ない職員数で遅滞なく確実に支払業務等を履行するため、ジョブローテーション・業務のマニュアル化等により互換性ある実務能力を養う。</p> <p>2. 業務変革の推進 デジタル化、民間委託、業務改善の推進</p>
② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか
<p>1. より厳正・正確・効率的な会計事務の推進（審査等）</p> <p>2. 公金管理において積極的かつ安全・確実な資金運用により最大の利益を求める。</p> <p>3. 研修充実等による全庁的な人材育成 （会計調書作成ミス削減や支払遅延防止、地方公会計制度の活用推進）</p>

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。

行政経営改革における方針とこれからの時代にめざす姿 部局名 教育委員会事務局

<p>① 行政経営改革における方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 将来を見据えた業務の見直し・効率化 デジタル化、民間委託、業務改善等を推進し、特別支援教育の充実や学力向上のための施策の充実を図る。 2. 就学前教育から義務教育まで一貫した個別最適な学びを推進するために必要な体制と職員等の確保 3. 学校・園における働き方改革の取組を推進 (1)園ではデジタル化、業務分担や記録・書類の見直し、効率を意識した業務見直しや時間管理等による働き方改革を推進する。 (2)学校ではデジタル化、専門人材の活用（生徒指導、教科指導、部活動など）、事務執行体制の見直し等による働き方改革を推進する。 4. 学校・園の再編 園児及び学校の児童生徒が減少傾向にある中で、再編対象と考えられる園・学校の保護者・地域住民と十分に協議し、子どもたちにとってより良い園・学校の在り方について検討を進める。
<p>② 行政経営改革によって生み出したものを何に注力していくのか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特色ある教育の推進と多様なニーズに対応できる教育の充実 (1)地域資源（自然・地域人材等）を活かした特色ある教育を推進する。 (2)特別支援を必要とする子どもや外国籍の子どもなど、多様なニーズに対応可能な人材の育成を図る。 2. 就学前教育と義務教育の連携による発達や学びの連続性を踏まえた指導の充実 3. 保護者・地域の理解の下に進める学校・園の再編 対象園・学校では、教育環境の充実に向けて保護者等との定期的な協議を実施し、園児・児童生徒の保護者の声（学校においては、将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声も）を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力が得られるよう、丁寧な議論を行う。 4. 教育課題の共有 第 3 期教育振興基本計画に定める施策について、必要に応じて総合教育会議の場を活用するなど、全庁的な教育課題として共有し、関係部署との連携により推進する。

※この資料は地域経営改革会議での意見交換に今後の方針のたたき台として使用するものです。